

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術の実施件数

（2024年1月1日～2024年12月31日）

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	2
イ	黄斑下手術等	43
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	38
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術, 肺静脈隔離術	66

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	14
イ	水頭症手術等	1
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	16
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	25

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	12
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	2
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数

773

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

ア	人工関節置換術	31
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	33
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	10
	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	3
	その他のもの	7
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	55
	急性心筋梗塞に対するもの	6
	不安定狭心症に対するもの	25
その他のもの	24	